

主な内容

- 2 面 女性センターをご利用ください
区民農園利用者募集
- 4・5面 教育特集 心豊かにたくましく
- 8 面 20年度住民税(特別区民税・都民税)の
主な改正点についてお知らせします

■発行/江戸川区 ■編集/広報課 〒132-8501 江戸川区中央1-4-1 ☎(3652)1151(代表) FAX(3652)1109 ホームページ <http://www.city.edogawa.tokyo.jp/>

区内には91の商店街があり、買い物やコミュニケーションの場として親しまれています。

もちろん、みなさんの買い物が、商店街にとって何よりのパワーアップにつながります。特色を活かして様々な取り組みを進める区内の商店街を、ぜひご利用ください。 ☎ 商工勤労係 ☎(5662)0523

元気な商店街掲示板

恋の話題にあふれるまち

J R小岩駅南口の小岩フラワーロード商店街は、区・千葉商科大学と連携し、「小岩＝恋話」にちなんで、恋の話題いっぱいのまちづくりを進めています。



▲全国公募した「恋」にまつわる川柳の作品集

商店街が夜景スポットに!

一之江駅西口の一之江駅前商店会は、今月10日から、木々を飾るイルミネーションを始めました。冬の彩りは各地に広がっています。



シャッターに絵を

小松川2丁目のバルプラザショッピングセンター商店会では、シャッターに絵を描く「アートプロジェクト」が行われています。



▲多摩美術大学卒業生によるシャッターペインティング

防犯パトロール隊も活躍!

安全・安心なまちを目指して、京成小岩商栄会「イエローベレー隊」、瑞江駅前商店会「グリーンベレー隊」のほか、地域と協働してパトロールを行う商店街が増えています。



商店街で お買い物を!



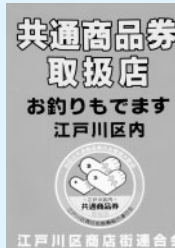
▲商店街では会話もはずんで、毎日楽しくお買い物!

得情報掲示板

区内共通商品券

区内の2,200店で現金同様に利用でき、お釣りも出る便利な商品券です。加盟店はこれからも増えていきます。

贈り物にもぜひどうぞ! ▲この旗が目印!



江戸川区共通ポイントカード

買い物をするたびにポイントが貯まるカードです。貯まったポイントで、ホテルでディナーを楽しめたり(東部地区の商店街)、商品と交換できるなど、商店街ごとに楽しい特典を用意しています。



《☎》江戸川区商店街連合会 ☎(5667)2281

商店街で「もったいない運動」

江戸川2丁目の江戸川共栄商店街は、マイバッグの利用でレジ袋の削減に努めるなど、環境に配慮した取り組みを進めています。「第1回もったいない運動えどがわ表彰式」では、「もったいないチャレンジ賞」を受賞しました。

マイバッグを持参すると、ポイントが貯まるお店もあります。

ホームページ「えどがわ商店街ワールド」

区内の「商店街マップ」や優良商店を紹介する「えどがわ名物紀行」、銭湯の情報を紹介する「銭湯へ行こう!!」など、楽しい情報が盛りだくさん!

HP <http://www.ei-net.city.edogawa.tokyo.jp/shoten/>

お気に入りのお店をご紹介します

親切な店、おいしい店、おもしろい店など、何でも情報をお寄せください。ホームページへの掲載など、みなさんの声を活かしていきます。

☎ 商工勤労係 ☎(5662)0523





▲区民まつりで演奏を披露する中学校合同吹奏楽

教育特集



心豊かに たくましく

○ 未来を担う子どもたちが心豊かにたくましく成長することは、区民誰しもの願いです。区立小学校73校・中学校33校では、子どもたちが地域のみなさんの応援を受けて、いきいきと元気いっぱい学校生活を送っています。

今回の特集では、多方面で活躍する子どもたちの様子や、区教育委員会が推進している「生活リズム向上」への取り組みなどをご紹介します。

問 教育委員会事務局庶務課 ☎(5662)1621



「おもいっきり表現してみよう！コンクール」が大好評

子どもたちが日頃の学習成果を発表する「第3回おもいっきり表現してみよう！コンクール」が、10月13日に総合文化センターで開催されました。発表部門には小学校14校、中学校9校が参加し、展示部門には小学校20校、中学校11校から作品が出展され、多くのみなさんがコンクールに來場しました。今年は、「地域」や「学校」、「友だち」といった身近な題材を取り上げた発表が多く、各校とも趣向を凝らし、豊かな表現力で元気いっぱいな姿を披露してくれました。



▲瑞江中生徒による迫力ある群読「雨上がりの校庭」



がんばる子どもたち！

部活動などで大活躍！

子どもたちはスポーツや文化を楽しみながら豊かな学校生活を送っています。ここでは、日頃の練習成果を発揮し、優秀な成績を取めた最近の活動をご紹介します。

◎わんぱく相撲全国大会 ベスト16⇒矢作嵐（西一之江小）
◎東日本女子駅伝優勝（東京チーム）⇒山本恵理（清新第一中）、麻生孝瑛（西葛西中）

◎全日本中学校陸上競技選手権大会 女子100mハードル13位⇒北山綾乃（西葛西中）／同31位⇒小林紗英（西葛西中）

◎全国中学校水泳競技大会 女子100m背泳ぎ3位⇒大橋愛（小松川第三中）／女子50m自由形6位⇒川上真央（上一色中）

◎東京都中学校吹奏楽コンクールB組金賞⇒西葛西中、鹿骨中、小岩第一中



〔敬称略・順不同〕



中学2年生全員が職場体験！「チャレンジ・ザ・ドリーム」



区立中学校の2年生全員が5日間の職場体験を行う「チャレンジ・ザ・ドリーム」は、今年度も多くの事業所、地域の方々、保護者の協力を得て実施されています。

チャレンジ・ザ・ドリームが文部科学大臣賞を受賞！

区教育委員会が第2回キャリア教育文部科学大臣賞を受賞しました。これは地域とともに努力を重ねてきた成果であり、すべての区民に贈られた栄誉です。これからも「子どもたちの夢と希望の第一歩」を支える、チャレンジ・ザ・ドリームへのご協力をお願いします。また、小学校でも大杉小学校の5年生が3日間、職場体験に取り組んだことが評価され、同じく文部科学大臣賞に輝きました。



地域の行事・ボランティアで活躍！

子どもたちは、地域まつりなどのイベントや清掃ボランティア活動などにも積極的に参加して、地域の人たちと交流しながら活躍しています。



◀地域まつりに参加



▲盗難自転車なくし隊として活躍



◀清掃ボランティア活動



生活リズム向上への取り組み



生活リズムの定着

生活リズムの向上は、「確かな学力」や体力の向上、さらには情緒の安定に大きく関わっています。区教育委員会ではすべての幼稚園、学校に、地域の方々も参加する「生活リズム向上プロジェクトチーム」を設置し、「早寝・早起き・朝ごはん運動」など様々な取り組みを実施しています。また、「家庭学習推進運動」



を展開し、子どもたちの確かな学力向上を目指しています。

食育の推進

「食」は豊かな心の育成と体力の向上にも直結する生活リズムの基本要素です。各学校では食育に関する指導計画を作成するとともに、ふれあい給食や食育の授業、「食」に関する講演会などを実施しています。



下鎌田小学校が学校給食文部科学大臣賞を受賞！

今年度、教育課題実践推進校として先駆的な取り組みを実施している下鎌田小学校では、栄養士、教員、児童、保護者、そして地域が一体となり、食育の要である学校給食の充実に取り組んだ結果、19年度学校給食文部科学大臣賞を受賞しました。



地域のみなさんの力に支えられて



20校で周年記念行事を開催

今年は現在の中学校制度が発足してから60年にあたり、その年に開校した12校を含め、区立小・中学校、幼稚園の計20校（園）で、周年記念行事が開催されています。子どもたちは、式典の中で多くの先人たちの想いに感謝するとともに、地域の中で輝かしい未来を築いていくことを力強く誓いました。



地域で学ぶ「すくすくスクール」

すくすくスクールでは、地域の方々の協力・参加のもと、子ども同士や地域の大人との交流を通して、学校や家庭では普段学ぶことのできない貴重な体験をしています。



▲学校のプールでボートを体験！

伝統邦楽に触れる「日本のしらべ」

区内で活躍する江戸川区邦楽邦舞の会と東都葛西囃子睦会のみなさんの協力により、中学生が日本の伝統邦楽を鑑賞する事業です。伝統邦楽に直接触れることで、子どもたちの豊かな感性を育てています。





広報

えどがわ

2007年
平成19年 11/20

税情報ホームページ

8

住民税に関する各種情報を掲載しています。どうぞご覧ください。

HP http://www.city.edogawa.tokyo.jp/sec_zei/

■発行/江戸川区 ■編集/広報課 〒132-8501 江戸川区中央1-4-1 ☎(3652)1151(代表) FAX(3652)1109 ホームページ<http://www.city.edogawa.tokyo.jp/>

20年度住民税(特別区民税・都民税)の 主な改正点についてお知らせします

国から地方への税源移譲により、19年から所得税と住民税が変わっています。これに伴い20年度に実施される、住民税(特別区民税・都民税)の主な改正内容をお知らせします。

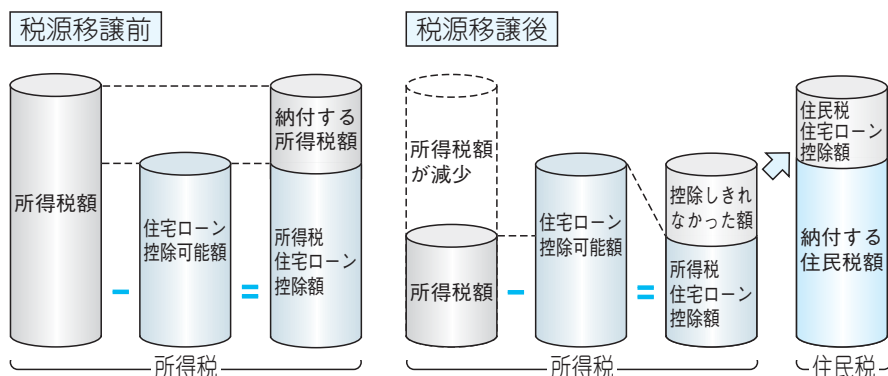
☎ 課税課 ☎(5662)1008・1009

住民税での 住宅ローン控除の新設

申告
が必要です

税源移譲により所得税が減額となったことで、住宅ローン控除(住宅借入金等特別控除)可能額が、所得税から控除しきれなくなる場合があります。

この場合、申告をすることで、所得税から控除しきれなかった額を翌年度の住民税の所得割額から控除できます(住宅ローン控除可能額の全額を控除するものではありません)。



対象 11年～18年末に入居し、住宅ローン控除をすでに受けていて、所得税から住宅ローン控除可能額を引ききれなかった方

申告期限 20年3月17日(月)まで

申告場所 20年1月1日現在お住まいの市区町村に控除申告書を提出(確定申告をする方は、税務署に控除申告書を提出)

※申告方法については、20年1月に広報えどがわや税情報ホームページなどでお知らせします。

※年末調整の際に給与支払者へ年末残高証明書を出せる場合は、残高が確認できるように、証明書の写しなどを保管してください。

◎住民税での住宅ローン控除は、20年度から最長28年度までの住民税に適用され、該当する方は毎年申告が必要となります。

65歳以上の方の非課税措置廃止 に伴う経過措置の終了

17年1月1日現在すでに65歳以上(昭和15年1月2日以前に生まれた方)で合計所得金額が125万円以下の方については、住民税の非課税措置が廃止されたことに伴い、18年度から段階的な経過措置が設けられていました。

20年度からは経過措置がなくなり、下表のとおり課税されます。

	特別区民税	都民税
19年度	均等割2,000円と所得割の2/3を課税	均等割600円と所得割の2/3を課税
20年度以降	均等割3,000円と所得割全額を課税	均等割1,000円と所得割全額を課税

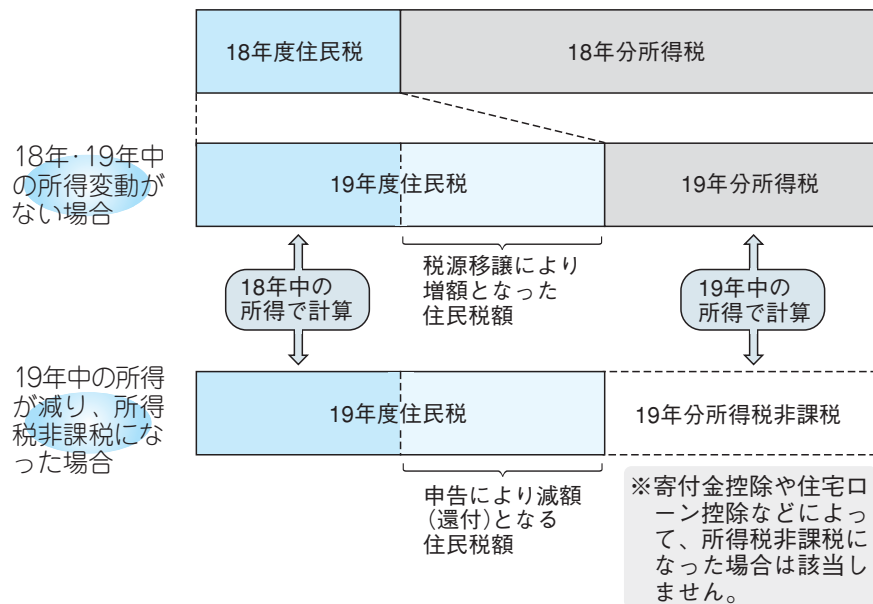
税源移譲時の所得変動 に対しての経過措置

申告
が必要です

税源移譲により所得税と住民税の税率が変更されましたが、所得税と住民税を合わせた税負担は基本的には変わりません。

しかし、19年中の所得が大きく減り、19年分所得税(19年中の所得で計算)がかからなくなった方は、所得税で減額の調整を受けられず、19年度住民税(18年中の所得で計算)のみ増額となります。

この場合、申告をすることで、19年度住民税額が税源移譲前の税率を適用した額まで減額されます(すでに納付済みの場合は還付されます)。



申告期間 20年7月1日(火)～31日(木)

申告場所 19年1月1日現在お住まいの市区町村に減額申告書を提出

※申告方法など、具体的な内容が決まり次第、広報えどがわや税情報ホームページなどでお知らせする予定です。

地震保険料控除の新設

火災保険・傷害保険などに対する損害保険料控除が廃止され、地震保険料控除が新設されました。地震保険契約に係る保険料・掛金の2分の1(上限2万5,000円)が総所得金額等から控除されます。

なお、経過措置として、18年末までに締結した保険期間が10年以上の満期返戻金がある長期損害保険の保険料については、従来の損害保険料控除が適用されます。

加入している保険	控除額
地震保険	支払った地震保険料の1/2(上限25,000円)
長期損害保険	支払った保険料が5,000円以下⇒保険料全額
	支払った保険料が5,001～15,000円 ⇒保険料×1/2+2,500円
	支払った保険料が15,001円以上⇒10,000円
複数の長期損害保険と地震保険(別々の契約)	合計して上限25,000円(長期損害保険部分は上限10,000円)
長期損害保険と地震保険が備わっている保険(同一の契約)	長期損害保険料控除または地震保険料控除のどちらかを選択

※19年以降に締結した長期損害保険は対象外です。